

## 耐震改修促進法に基づく建築物の耐震診断の結果の公表について

建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）に基づき、耐震診断が義務付けられている建築物（区所管分）の耐震診断結果等について公表しましたので、以下のとおり報告します。

### 1 公表対象及び公表内容（耐震診断義務付け建築物）

#### （1）要緊急安全確認大規模建築物

##### ①不特定多数の者が利用する大規模建築物

階数3以上かつ延べ床面積5,000㎡以上の病院、店舗、集会所等

##### ②避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物

階数2以上かつ延べ床面積3,000㎡以上の小中学校等

#### （2）要安全確認計画記載建築物

特定緊急輸送道路の沿道の建築物で、高さがおおむね道路幅員の1/2以上のもの

※区内の特定緊急輸送道路は、青梅街道、甲州街道、新青梅街道、井の頭通り、環状七号線、環状八号線、首都高速四号線の7路線。

#### （3）耐震診断結果の公表内容（別紙<公表例>のとおり）

##### ①建築物の概要（建築物の名称、位置、用途）

##### ②耐震診断の結果（耐震診断の方法、地震に対する安全性の評価結果、安全性の評価）

##### ③耐震改修、建替え、除却の予定

※耐震診断の結果における安全性の評価は、次の区分に分類される。

安全性の評価	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
I	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
II	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
III	地震の震動及び衝撃に対する倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。 (地震に対して安全な構造であると判断できる。)

なお、上記は震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示しており、いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

また、安全性の評価がI、IIであっても、それをもって違反建築物とは扱われない。

### 2 区内の対象建築物（延べ床面積1万㎡超える場合は東京都が所管）

#### （1）要緊急安全確認大規模建築物（対象 48件）

①店舗 3件、高井戸地域区民センター併設施設 1件（区立施設）

②小中学校 44件（区立小中学校 42件、民間小中学校 2件）

#### （2）要安全確認計画記載建築物（対象 297件）

- ①青梅街道 132件 ②甲州街道 22件 ③新青梅街道 11件 ④井の頭通り 47件  
 ⑤環状七号線 29件 ⑥環状八号線 56件 ⑦首都高速四号線 0件

### 3 公表件数の内訳

	安全性の評価			耐震 改修中	未報告	計	診断 未実施	総計
	I	II	III					
要緊急安全確認大規模建築物	0	1	47	0	0	48	0	48
要安全確認計画記載建築物	102	80	81	3	17	283	14	297

※ 耐震診断未実施の建築物については、東京都耐震ポータルにおいて建物名を公表済み。

※ 都所管の建築物の安全性の評価については、同ポータルにおいて公表済み。

### 4 公表日時

平成 31 年 3 月 29 日 区公式ホームページにて公表

### 5 今後の取組み

- ① 安全性の評価が低い建築物の耐震化促進のため、個別訪問等による耐震改修の啓発
- ② 耐震診断結果の未報告建築物への早期の報告依頼・指示
- ③ 耐震診断未実施建築物への耐震診断の指示

# <公表例>

平成31年3月29日  
杉並区

## 要安全確認計画記載建築物(特定緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

建築物の名称※1	建築物の位置※2	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3、4				安全性の評価※5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7
										内容	実施時期	
〇〇マンション	杉並区〇〇1-1-1	共同住宅・店舗	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	0.76	$C_{TU} \cdot S_D$	0.23	II	耐震改修	2020年6月	
□□ビル	杉並区〇〇2-2-2	事務所	(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso	1.21	$C_{TU} \cdot S_D$	0.55	III			耐震改修済
△△ビル	1~5階	杉並区〇〇3-3-3 店舗・事務所・共同住宅	(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	Is/Iso	0.45	$C_{TU} \cdot S_D$	0.13	I			
	(5-3)		一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)									

※1 建築物の名称の「 - 」は、名称がない個人住宅等である。

※2 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

I. 大規模の地震<sup>※</sup>の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 大規模の地震<sup>※</sup>の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 大規模の地震<sup>※</sup>の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

別紙